

議案第 29 号

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に基づき、教育・保育給付(法附則第 6 条第 1 項の規定による保育費用の支払を含む。)に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)が負担する費用(以下「利用者負担額等」という。)について必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)において定めるところによる。

(利用者負担額)

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額(橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 56 号)第 13 条第 1 項に規定する利用者負担額及び同条第 43 条第 1 項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。)は、別表第 1 により市長が決定した額とする。

(利用者負担額の徴収)

第 4 条 市長は、市立幼稚園(橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 108 号)第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は市立保育園(橋本市立保育所条例(平成 18 年橋本市条例第 134 号)第 2 条に規定する保育園をいう。以下同じ。)及び市立こども園(橋本市立こども園条例(平成 19 年橋本市条例第 22 号)第 3 条に規定するこども園をいう。以下同じ。)から教育又は保育を受けた子どもの支給認定保護者等から、前条に定める利用者負担額を徴収するものとする。

2 市長は、法附則第 6 条第 4 項の規定により、私立保育園(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。)から保育を受けた子どもの支給認定保護者等から前条に定める利用者負担額を徴収するものとする。

(延長保育料)

第 5 条 市長は、法第 59 条第 2 号の規定により市立保育園において利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下「延長保育」という。)を受けた子どもの支給認

定保護者等から別表第 2 に定める保育料(以下「延長保育料」という。)を徴収するものとする。

(預かり保育料)

第 6 条 市長は、市立幼稚園及び市立こども園において預かり保育の提供を受けた子どもの支給認定保護者等から別表第 3 に定める預かり保育料(以下「預かり保育料」という。)を徴収するものとする。

(主食費用)

第 7 条 市長は、市立保育園において主食の提供を受ける 3 歳以上児(当該年度の初日の前日(以下「基準日」という。))において 3 歳以上である子どもをいう。別表第 1 において同じ。)の支給認定保護者等から別表第 4 に定める主食費用を徴収する。

(月途中入退園・所に係る利用者負担額)

第 8 条 月途中の入退園・所に係る当該月の利用者負担額は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業所(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)で教育又は保育を受けた子どもの区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額(当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 教育を受けた子ども及び保育を受けた子ども(常態的に土曜日を閉園・所する特定教育・保育施設等で教育又は保育を受けた子どもに限る。)

ア 月途中入園・所 当月利用者負担額×月途中入園・所日からの開園・所日数(20 日を超える場合は、20 日)÷20 日

イ 月途中退園・所 当月利用者負担額×月途中退園・所日の前日までの開園・所日数(20 日を超える場合は、20 日)÷20 日

(2) 保育を受けた子ども(前号に掲げる子どもを除く。)

ア 月途中入園・所 当月利用者負担額×月途中入園・所日からの開園・所日数(25 日を超える場合は、25 日)÷25 日

イ 月途中退園・所 当月利用者負担額×月途中退園・所日の前日までの開園・所日数(25 日を超える場合は、25 日)÷25 日

(利用者負担額等の納付)

第 9 条 第 4 条から第 7 条までの規定により市長が徴収する利用者負担額等の納付期限については、規則で定める。

(利用者負担額等の督促)

第 10 条 市長は、支給認定保護者等が前条の規定により規則で定める納付期限までに利用者負担額を納付しないときは、規則で定める期

間内に書面により督促をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により督促をするときは、督促に係る書面を発する日から 15 日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第 11 条 市長は、支給認定保護者等に特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定により市長が徴収する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料を減額し、又は免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(既納の利用者負担額等)

第 12 条 既納の市長が徴収した利用者負担額等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(利用者負担額の通知)

第 13 条 市長は、利用者負担額の額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設(市立幼稚園及び市立保育園を除く。)の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。

(利用者負担額の滞納処分)

第 14 条 市長は、第 10 条第 2 項の規定により指定した期限までに利用者負担額が納付されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に子どもが市立幼稚園及び市立こども園から教育を受けた場合の第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前条に定める利用者負担額」とあるのは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額 (単位 円)	
階層区分	定義	在園児	新入園児
A	生活保護世帯等	0	0

	A 階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		1,010	1,220
C	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割額が次の区分に該当するもの	所得割額 5,000 円以下	3,550	3,970
		所得割額 5,001 円以上 10,000 円以下	4,820	5,240
		所得割額 10,001 円以上	6,100	6,510

備考

この表において、「在園児」とは、平成 27 年 3 月 31 日において市立幼稚園及び市立こども園に在籍している教育標準時間認定の子どもをいう。また、「新入園児」とは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、市立幼稚園及び市立こども園に新たに在籍する教育標準時間認定の子どもをいう。

(橋本市保育料徴収規則の廃止に伴う経過措置)

- この条例の施行の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、平成 27 年 3 月 31 日において市立保育園及び私立保育園に在籍している保育認定の子どもが市立保育園及び私立保育園から保育を受けた場合の第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前条に定める利用者負担額」とあるのは、「前条に定める利用者負担額から廃止前の橋本市保育料徴収規則(平成 18 年橋本市規則第 88 号)の規定による保育料の額との差額分を減免した利用者負担額」とする。この場合において、「差額分」とあるのは、従前より金額が上がる利用者負担額のみを指すものとする。

別表第1(第3条関係)

1 利用者負担額基準額表(教育標準時間認定(1号給付))

(特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額)

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額の月額 (単位 円)	
階層区分	定義			満 3 歳児 ・ 3 歳児	4 歳児・ 5 歳児
A 第 1 階層	生活保護世帯等			0	0
B 第 2 階層	A 階層を除き、当該年度分(4 月から 8 月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯			3,000	3,000
C 第 3 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割額が次の区分に該当するものの	C1	所得割非課税(均等割課税)	3,000	3,000
第 4 階層		C2	48,600 円未満	9,800	8,600
		C3	48,600 円以上 62,800 円未満	9,800	8,600
		C4	62,800 円以上 77,100 円未満	9,800	8,600
第 5 階層		C5	77,100 円以上 97,000 円未満	13,600	12,400
		C6	97,000 円以上 121,000 円未満	13,600	12,400
		C7	121,000 円以上 145,000 円未満	13,600	12,400
第 6 階層		C8	145,000 円以上 169,000 円未満	13,600	12,400
		C9	169,000 円以上 211,200 円未満	13,600	12,400
		C10	211,200 円以上 256,100 円未満	17,400	16,400
第 7 階層		C11	256,100 円以上 301,000 円未満	17,400	16,400
		C12	301,000 円以上 333,000 円未満	17,400	16,400
		C13	333,000 円以上 365,000 円未満	17,400	16,400
第 8 階層		C14	365,000 円以上 397,000 円未満	21,600	20,400
		C15	397,000 円以上	21,600	20,400

2 利用者負担額基準額表(保育認定(2号給付)3歳以上児)

(特定教育・保育(保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。))又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。))を受けたときの利用者負担額)

各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額の月額 (単位 円)
---	---------------------

階層区分	定義		保育標準 時間	保育短時 間	
A 第 1 階層	生活保護世帯等		0	0	
B 第 2 階層	A 階層を除き、当該年度分(4 月から 8 月までにあ っては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課 税世帯		4,000	3,900	
C 第 3 階層	A 階層を除き、 当該年度分の 市町村民税課 税世帯であつ て、その所得 割額が次の区 分に該当する もの	C1	所得割非課税 (均等割課税)	12,000	11,700
第 4 階層		C2	48,600 円未満	14,000	13,700
		C3	48,600 円以上 62,800 円未満	21,500	21,100
		C4	62,800 円以上 77,100 円未満	23,000	22,600
		C5	77,100 円以上 97,000 円未満	24,000	23,500
第 5 階層		C6	97,000 円以上 121,000 円未満	26,000	25,500
		C7	121,000 円以上 145,000 円未満	27,000	26,500
		C8	145,000 円以上 169,000 円未満	28,000	27,500
第 6 階層		C9	169,000 円以上 211,200 円未満	29,000	28,500
		C10	211,200 円以上 256,100 円未満	30,000	29,400
		C11	256,100 円以上 301,000 円未満	31,000	30,400
第 7 階層		C12	301,000 円以上 333,000 円未満	32,000	31,400
		C13	333,000 円以上 365,000 円未満	33,000	32,400
		C14	365,000 円以上 397,000 円未満	34,000	33,400
第 8 階層		C15	397,000 円以上	34,000	33,400

3 利用者負担額基準額表(保育認定(3号給付)3歳未満児)

(特定教育・保育(保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。))又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担額)

各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額の月額 (単位 円)	
階層区分		定義		保育標準時間	保育短時間
A 第1階層		生活保護世帯等		0	0
B 第2階層		A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		6,000	5,800
C 第3階層		C1	所得割非課税 (均等割課税)	15,000	14,700
		C2	48,600円未満	17,000	16,700
第4階層		C3	48,600円以上 62,800円未満	22,000	21,600
		C4	62,800円以上 77,100円未満	24,000	23,500
		C5	77,100円以上 97,000円未満	26,000	25,500
第5階層		C6	97,000円以上 121,000円未満	34,000	33,400
		C7	121,000円以上 145,000円未満	36,000	35,300
		C8	145,000円以上 169,000円未満	38,000	37,300
第6階層		C9	169,000円以上 211,200円未満	46,000	45,200
		C10	211,200円以上 256,100円未満	48,000	47,100
		C11	256,100円以上 301,000円未満	50,000	49,100

第 7 階層	C12	301,000 円以上 333,000 円未満	62,000	60,900
	C13	333,000 円以上 365,000 円未満	64,000	62,900
	C14	365,000 円以上 397,000 円未満	66,000	64,800
第 8 階層	C15	397,000 円以上	72,000	70,700

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において、「保育標準時間」とは、橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例(平成 26 年橋本市条例第 59 号)第 5 条第 1 項の規定による 1 月当たり平均 275 時間まで(1 日当たり 11 時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは、同項の規定による 1 月当たり平均 200 時間まで(1 日当たり 8 時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 3 この表において、教育又は保育の提供を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、当該保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている支給認定保護者のいずれもの課税額の合計額により行うものとする。
- 4 この表における所得割(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。)の額の計算については、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 5 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 6 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担額の月額は、第 1 子(当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。6 において同じ。)については、この表に掲げる額の全額とし、第 2 子(当該支給認定子どものうち、第 1 子を除き最

年長の者をいう。6において同じ。)については、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

- 7 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次の(1)から(5)まで(保育認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額の月額を決定する場合にあっては、(1)を除く。)に該当する子どもがいる場合の利用者負担額の月額は、これらの者のうち最年長の者(7において「第1子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除く最年長の者(7において「第2子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども(第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

- 8 支給認定子どもの属する世帯が次の(1)から(7)までに掲げる世帯に該当する場合で、次の表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額を基準とする。

- (1) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年条例第137号)第2条第2号に規定するひとり親家庭に属している世帯
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

		利用者負担額の月額(単位 円)					
認定区分		1 号認定(満 3 歳以上児)		2 号認定(3 歳以上児)		3 号認定(3 歳未満児)	
定義		満 3 歳・3 歳児	4 歳児・5 歳児	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
各月初日において保育(こども園)においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分	市町村民税非課税世帯(第 2 階層)	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割非課税世帯(均等割課税)	2,000	2,000	11,000	10,700	14,000	13,700
	市町村民税所得割課税 48,600 円未満(第 3 階層)	8,800	7,600	13,000	12,700	16,000	15,700

- 9 和歌山県第三子以降に係る保育料助成事業実施要綱に基づき、同一世帯に 3 人以上の扶養する子どもがいる世帯の 3 歳未満の第 3 子以降の子どもに係る利用者負担額については、この表の規定にかかわらず 0 円とする。
- 10 1 から 9 までに規定するもののほか、階層の認定、利用者負担額の減免等に関し、必要な事項は、規則で定める。

別表第 2(第 5 条関係)

区分	延長保育料(子ども 1 人につき)	
午前 7 時から午前 8 時 30 分まで	90 分	0 円
午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	90 分	0 円
午後 6 時から午後 7 時まで	60 分	100 円

備考

この表における午後 6 時以降の延長保育料は、開所時間の 11 時間を超える場合に限る。

別表第 3(第 6 条関係)

区分	預かり保育料(子ども 1 人につき)	
保育終了時間から午後 4 時まで	日額	500 円

備考

- 1 教育標準時間認定の子どもにおける預かり保育の月曜日から金曜日まで(市立幼稚園においては水曜日を除く。)の利用時間は、保育終了時間から午後 4 時までとする。
- 2 1 に規定するもののほか、預かり保育料の減免等に関し、必要な事項は、規則で定める。

別表第 4(第 7 条関係)

区分	月額(3 歳以上児一人につき)
主食費用	800 円